

内閣委員会 議 録 第 二 十 四 号

昭和三十年六月十七日（金曜日）
午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 宮澤 胤勇君

理事 高橋 貞一君 理事 辻 政信君

理事 床次 徳二君 理事 江崎 眞澄君

理事 高橋 等君 理事 森 三樹二君

理事 田原 春次君

大村 清一君 長井 源君

保科善四郎君 眞崎 勝次君

栗山 博君 大坪 保雄君

大橋 武夫君 田中 正己君

田村 元君 福井 順一君

西ヶ久保重光君 飛鳥田一雄君

石橋 政嗣君 鈴木 義男君

渡邊 惣藏君 矢尾喜三郎君

中村 高一君

出席國務大臣

内閣總理大臣 鳩山 一郎君

國務大臣 杉原 荒太君

出席府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君

内閣官房副長官 田中 榮一君

法制局長官 林 修三君

防衛庁次長 増原 恵吉君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

専門員 安倍 三郎君

六月十七日

委員大橋武夫君辭任につき、その補
欠として船田中君が議長の指名で委
員に選任された。

六月十六日

和歌山県新庄町外二箇町の地域給指
定に関する陳情書（田辺市長 那須孫
次郎）（第二〇一〇号）
茨原飛行場設置反対に関する陳情書
（茂原市長 松本紋四郎外一名）（第二
二一〇号）

国家公務員に対する寒冷地手当及び
石炭手当の支給に関する法律の一部
改正に関する陳情書（北海道十川郡
鷹栖村 議会議長 本間靖也）（第二二
四号）

国家公務員に対する寒冷地手当及び
石炭手当の支給に関する法律の一部
改正等に関する陳情書（小樽市議会
議長 東策）（第二四八号）

薪炭手当の制度化に関する陳情書
（秋田県議会議長 谷藤征得）（第二四
九号）

金満勲章年金復活に関する陳情書
（九龍市土居五百五十番地 市川宗義
外一名）（第二七八号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した案件

国防会議の構成等に関する法律案
（内閣提出第一〇〇号）

自衛隊法の一部を改正する法律案
（内閣提出第八一〇号）

防衛庁設置法の一部を改正する法律
案（内閣提出第八二二号）

防衛庁職員給与法の一部を改正する
法律案（内閣提出第八三三号）

○宮澤委員長 これより会議を開き

ます。

国防会議の構成等に関する法律案、
自衛隊法の一部を改正する法律案、防
衛庁設置法の一部を改正する法律案、及
び防衛庁職員給与法の一部を改正す
る法律案を一括議題とし、質疑を続け
ます。大坪保雄君。

○大坪委員 私は今回御提案になりま
した国防会議の問題は、これは国の將
来の運命にも関するよう重大なる事
項であると考えますので、その基本的
なものについて二、三総理にお尋ねい
たしたいと存じます。非常に入りかわ
り立ちかわり各委員がお尋ね申し上げ
るのでありますけれども、これは今申
し上げましたように、将来に非常な影
響を及ぼすのであるということをお含
み下さいまして、御答弁を願いたいと
存じます。

今度国防会議の構成等に関する法律
案をお出しになったのでありますが、
今日の日本の国内の情勢、社会情勢等
からいまして、そして今日自衛隊が
ないといわゆる日陰者のような待遇
を、法律上も一般からも受けておると
いうような現状であり、自衛隊に関す
る法律論もまた議論の途中であるとい
うようなことでありまして、今日国防
会議というものが設置されるについ
て、これの受け入れ体制とでも申しま
すか、そういう国の社会情勢というも
のが、まだ熱していないのではないか
とさえ思われるような感じがいたすの
であります。それをどうしても成立さ
せねばならぬ、非常に急いでお出しに

なつた理由はどの辺にあるのである
か。この国防会議に付議すべき事項の
どういふ点を急いで諮問しなければな
らぬとお考えになるのであるか。国防
の基本方針が、国防会議の大綱か、ま
たは国防の基本方針なり大綱なりに関
連するいわゆる防衛産業と申ししまし
うか、その計画等についてであるか、
今日非常に急いで——私どもの考えで
は今申し上げたように、社会情勢から
はまだ熱していないような感じのする
ものだ。日本は敗戦をいたしまして、ア
メリカ進駐軍から国防軍を持つてはい
けない、申さば非常なる重病人の絶食
を命ぜられたような状態であつたもの
が、隠れてこつそりおかゆを食つてい
るというような状態のところに突然こ
わ飯を出された、それも半煮えのこわ
飯を出されたような感じがいたすので
あります。今日国防会議をすみやかに
設置していかかる事項をまず諮問しよ
うとなさるのであるか。その点を一
応あらかじめ伺つておきたいと存じ
ます。

○鳩山國務大臣 戦争後の日本が最も
先に重きを置いてやらねばならぬこと
は独立の完成であると思ひます。独立
の完成には、一國をなす以上はやはり
自分の國を守るどころの自衛兵力を持
たなくてはならぬことだと思ひます。
いつまでもアメリカの駐留軍によつて
日本の防衛をせらうということは
日本の独立を完成するゆえんにはなり
ません。そこでどうしても自分の國を自
分の力で守るといふためには長期の計

画を持たなくちゃならぬ。長期の防衛
計画を立てるためにはどうしても国防
會議を開いて根本の長期計画を立てて
もらわなければなりませんから、国防
會議法を作らなければならぬと考えた
ゆえんであります。

○大坪委員 長期の防衛計画を持たね
ばならぬということ、その考えからし
て国防會議の設置を急がれるというお
気持はわかるのであります。しかし先
般來本院の本會議ないし各委員會で同
僚のいろいろの諸君から防衛六カ年計
画の設定についての質疑があつたので
ありますけれども、これも総理や防衛
庁長官の御答弁ではただいま検討中
であるということではなかつたから、私
どもはそういう事態でありますから、私
どもはそうお急ぎになつておるのでは
ないような感じが受けておつたので
あります。しからば国防六カ年計画と
でもいうべきものは、結局国防會議が
できてから御設定になるおつもりでこ
さいましうか。

○杉原國務大臣 お答え申し上げま
す。長期の計画につきましてはただいま
も鋭意研究中でございます。成案を
得ました上は、そしてまた国防會議が
実現を見ました上は、その国防會議に
諮りまして、しかる後に政府としての
計画を決定したい、こう考えてお
ります。

○大坪委員 ちょうど杉原長官が御答
弁になりましたから、関連して、簡單
にお伺いしたいと思ひます。国防の基

本方針と称するものとはどういふことと
ございましょう。国防をやるといふこ
とであれば、これにはどうしても仮想
敵国というものがなければならぬと私
は思うのでありますが、そういう点に
ついて防衛庁では今どのようなお考え
をお持ちになつておるのであります
か、それを伺いたいと思ひます。

○杉原國務大臣 国防の基本方針、将
来にわたつてどういふ方針で行くべき
か、これは非常に重要な問題でござい
ます。不肖私の考へておりますところ
によりますれば、わが国の平和、つま
り戦争の防止、それから独立、つまり
日本の政治的独立を保つ、このわが国
の平和と独立を守る、そして国の安
全を保つということが国防の目的だろ
うと存じます。それがためにどういふ
基本方針をとっていくか、こういう問
題がいわゆる国防の基本方針に關連す
る問題だと思ひます。

○大坪委員 ただいまの長官の御答弁
はきわめて抽象的で、私はそういうこ
とをお伺いしておるのではございませ
ん。これは総理にお伺い申し上げたい
と思ひます。申し上げるまでもなく、
自衛隊法の第三条には自衛隊の行動の
基準がはつきり定められてございま
す。「わが国の平和と独立を守り、国
の安全を保つため、直接侵略及び間接
侵略に對しわが国を防衛する」といふ
のが自衛隊の任務ということになつて
おるのであります。私がこういうこと
をお伺い申し上げますのは、にもか
くにも今日自衛隊というものがあ
る。総理は昨日日本委員会において、今日の
自衛隊は役に立つようになつたと思
う、こういう御答弁でございまして、
今日国防を担当するものとして、日本

の自衛のためにとして、とにかくに
も自衛隊を設けられておる以上は、役
に立つ自衛隊でなければならぬと思
つております。国防上、国民の信頼の
つなげるような役に立つものでなけれ
ばならぬと思ひます。その場
合に私どもが考えますことは、今回人
員の増加なども御提案になつておるの
であります。申すまでもなく防衛を
担当する自衛隊員に国を守る、あるい
は民族の安全を保持するといふ、任務
に對する自覚がなければならぬ。その
任務に對する自覚と責任感があつて、
初めて国民の信頼し得る自衛隊がで
ると、私もはさう思ふわけでありま
す。そういう自覚を持たしめるため
は、自衛隊員として何を目的とし目標
として今日訓練を続けまた覚悟をきめ
るか、そういう基準、目標がなければ
ならぬと思ふわけであります。その場
合に私が考えますことは、今日必ずし
もその目標がはつきり差し示されてお
らぬのではないか、自然自衛隊の中の
精神力の振起が必ずしも十分でないの
ではないかといふような心配をするわ
けであります。

そこで総理にお伺い申し上げたいと
思ひますことは、そういう自衛隊の目
標をはつきりさせるといふ意味から、
直接侵略とは一体何であるか、どうい
う場合にそれは起るものであるか、そ
れを一つお伺いしたいのでありま
す。申すまでもなく、総理は自衛隊の
最高指揮官であらせられますから、最
高指揮官としての総理はそういうもの
に對する認識ははつきりお持ちになつ
ておるものであると存じますのでお伺
いをいたします。

○鳩山國務大臣 日本の防衛は、日本

の独力で外国の直接侵略に足りるとは
私は思つておりません。やはり國際連
合の支持によつて、集團安全保障によ
つて日本を防衛するより仕方がない
と思ふのです。だけれども、集團安全保
障を受くるまで日本を防衛しなくては
ならない、その限度の防衛力を日本と
して持たなくちゃならぬ、それだけの
ために自衛隊が役に立つような働きを
してもらいたいと思つておるのであり
ます。

先刻あなたの御質問の中に、仮想敵
国はどこだといふお話がありました。
あなたのお話を聞いてみると、仮想敵
国といふものを考へて、それに対抗す
る精神力を自衛隊に養おうとする、言
いかえてみれば、日本の自衛隊の人が
共產主義が非常に日本に危険である
といふことを心から思つて、それに対抗
するような精神力を養わなくてはだめ
だといふことが、あなたの御質問の中
にあると思ふのでありますけれども、
私もとしては仮想敵国を今日考へる
ことは外交上あまりおもしろくないこ
とであります。仮想敵国といふことは
考へておりません。けれども世界の平
和を維持する國際連合の一員として集
團安全保障をするのには、一国をなす
以上どうしてもそれに沿う程度の兵力
を持つことが必要だと思ひますので、
世界平和維持のために必要な限度の
日本を防衛する兵力を持ちたいと思つ
てゐる次第であります。

○大坪委員 総理はただいまははつき
り仮想敵国は持たない、しかしながら
日本もやはり集團安全保障に参加して
国を守るよりほかはない、それまでの
間に自衛隊を強化すると仰せられたの
であります。総理のお考えになつて

おります集團安全保障機構で、日本は
どういふ国々と集團安全保障を結んだ
らいいとお考へてございましょうか。

○鳩山國務大臣 もとより自由主義國
家群と集團安全保障を結ぶのが賢明だ
と考へております。

○大坪委員 総理のただいまの御答
弁、もとより自由主義國家群と集團安
全保障をやつた方がいいと考へるとい
うお考へでございします。まことにさ
うであると思ふのであります。そう
いふお考への前提には、今日申すま
でもなく世界が二つの世界に分れて
いるといふことを考への上であらうと
するわけでありします。民主主義、自由
主義の國々が集團安全保障機構を作
る、現にすでにいわゆるNATOとか
SEATOといふものがある、これ
らのはただ主義、經濟主義等と同じ
するから、あるいは思想を同じやう
にするから、集團安全保障をやるとい
ふので、集團安全保障をやるといふこ
とについてはやはり國防上の危険を感
ずる、國防上の危険を感じるからさ
うになつたものであるに違ひない。今
日世界の國々で、アメリカやソ連はあ
るいは別かも知れませんが、それを除
くいはかなる國といへども一國だけ
でその國の安全を守り得る力のある國
はない、また自信のある國はない。ア
メリカやソ連といへどもそれはないで
ございましょう。でありますから、い
ろの集團安全保障の機構をこしらえて
いるわけでありしますが、片一方民主
主義、自由主義の國々はやはり集團安
全保障機構を作る。これは何かといへ
ば、やはり國防上の不安を感じるから
である、不安を感じるということは何

か、みずからの自由なり独立なり安全
なりを害せられるといふおそれがある
からであると思はなければならぬと思
つております。世界が二つの世界に分
れてゐる。これは総理もただいま前提
としてお考へになつてゐることであ
ると思ふのであります。申すまでもな
く、民主主義、自由主義の陣營に投
じて、集團安全保障を期待したいとい
ふことであれば、これに對する危険を感
ずる相手方は何としても共產主義を奉
ずるいわゆるソ連を中心とした共產國
の國々であらうといわなければなら
ぬ。そういう結論をつけるほかにない
と思ふわけでありします。そういたし
ますと、ソ連を中心とする共產主義の國々
が自由主義の國々、すなわち日本の仮
想敵國と言へるのではないかと、さう
いふ思ふのでございしますが、その点
についていかに考へてございしまし
うか。

○鳩山國務大臣 ソ連と中共とは日本
を侵略國家と考へて、そしてかつては
同盟を結んだことがありまして、その際
に私考へたのでありますけれども、日
本を今日の力をもつてして世界の侵略
者といふように考へることは非常な誤
りだと思ひます。事実不可能なこと
で、日本を世界の侵略者と考へられて
そして日本を仮想敵國として中ソが防
衛を結んだといふことは実にばかばか
しいことだと思ひました。それでさ
う、日本がまたソ連や中共を仮想敵國
と言ふことはいたすに兩國間の感情
を害するものだと思いますので、さう
いふようなことは言わない方がいいと
私は考へております。

○大坪委員 ただいまの総理のお心持
は、日本の總理大臣としてのお氣持と

しては私はよくわかります。ただ総理は同時に自衛隊の最高指揮官でいらせられる、最高指揮官である以上は、自衛隊に目的を差し示すということが私は自衛隊員の士気を高揚する上から、精神力を築いていく上からきわめて大事だと思っております。これは外交上支障があるというようなこともございまいし、従ってこういう席上でははつきりソ連ならソ連というものを仮想敵国ということは言えぬという事情がございますけれども、しかしながら自衛隊の最高指揮官としては目標は定めなければならぬ、仮想敵国のございものはやはり自衛隊員には一応差し示さなければならぬというお気持はございませんですか。

○鳩山国務大臣 私は自衛隊を教育する人たちが完全に教育してくれればいいと思っております。

○大坪委員 実は私はその点まで触れるつもりはなかったのですが、これは非常に大きな問題だと思えます。最高指揮官が部下のだれかにその教育なりあるいは目的なりというやうなものをまかせきりにしておいていいのであろうか。今日の事態は、世界情勢も一応いわゆる共産権の平和攻勢によつて落ちついたやうな状態であるし、同時にわが国の国内も必ずしも不穏な状態ではないのでありますけれども、こういう状態がいつまでも続くということは考えられないので、そういう場合に最高指揮官が——特に部隊のごときものは最高指揮官が明確に方向を差し示すのでなければ行動を非常に誤まるおそれがある。特にわが国におきましては、まだ思想界も相当動揺したものがございまして、一体どつちに

国民が向つていつていいのか、その帰趨に迷つてゐるやうな者も少なくなろうと思ひます。自衛隊員の中にもそういう者が出てこないとも限らない。自衛隊がせつかく国を守るための訓練を受けても、そのほこ先がどつちに向いていくかわからぬということでは、国民はきわめて不安であります。部下に大きな目標あるいは主義というやうなものをまかせきりにして訓練、教育をするということは、まことに大へんなことだと思つておりますが、やはり自衛隊のことは部下にまかせておけばいい、最高指揮官ではあるけれども、知らぬでいいというふうにお考えでございまいしうか、もう一度そこを伺いたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 自衛隊は世界の平和を維持するというのが目的でありますから、世界平和の維持に芳しくはないことはできるだけ避けなければならぬと思つております。すなわちソ連や中共を仮想敵国として自衛隊を作るということは、必要ないと思つております。

○大坪委員 総理はソ連は今日他国を侵略する気持はないと思つてゐることをたびたび予算委員会等で同僚委員の質問にお答えになつてゐるやうであります。ソ連は日本に対しても侵略をしてゐる意思はないと今でもやはり確然とお考えでありますしうか。

○鳩山国務大臣 ソ連の日本に対する態度は變つてきたと考へております。

○大坪委員 それはどういふことが理由になつてゐるのでございまいしうか。

○鳩山国務大臣 ソ連は今日は世界戦争を回避する方に回つてゐると思ひます。

○大坪委員 それは大体どのくらい続くと考へてありますしうか。永久にソ連は世界を侵略するやうなやうなことは考へないであらうとお考へになるのですか、ここ数年はそうしないであらうというふうにお考へなのでございまいしうか。

○鳩山国務大臣 永久にわたつては私はここで明言することはできません。近き将来においてはそういうことはない、世界戦争をソ連が望んでゐるといふことはないと確信をしております。

○大坪委員 これはあるいは水かけ論になつてしまふおそれがあるかと思ひますが、私は総理はやはり自衛隊の最高指揮官であられますし、将来たとえ憲法が改正せられて、——そのときまで総理が御在任であるかどうかかわかりませんが、国防会議ができた場合に、国防会議の議長におなりになる方でありましたら、そのところをもう少しはつきりしておいていただかないと、自衛隊というものを作つても魂の入らない軍隊になつてしまふおそれがあるのではないかと私は心配するかと、あえて重ねてお尋ね申し上げたいと思つてあります。私もソ連に對しては、これは言うまでもなく、共産主義の祖国である、世界共産主義の祖国である。これは私がここであらためてこれこれ申し上げるまでもなく、総理すでに十分御承知の通りでござい

ますが、共産党、特にソ連を中核とする国際共産党は、世界赤化が完成されるまでは世界の平和はないのだというところで、ある場合には武力をもつて、ある場合には平和的手段をもつて、世界の赤化、共産主義による世界の革命を企図いたしておる。それをもう世界の

各国々でそれぞれ行なつておるわけでありまして、のみならず武力侵略もたびたびやつておる。御承知のように、一九三八年の秋には、フィンランドに理由のない理由をこしらえて戦いをい

んで、カレリア地帯を取り上げておる。その翌年の一九三九年には、ドイツが、御承知のように、ポーランドに侵入を始めて、第二次世界戦争が起つたのであります。その月の中ごろには、ソ連はドイツに對して宣戦するの

でなしに、ドイツの侵略を受けておるポーランドに對して侵略して、ポーランドをドイツと半分ずつ分け合つて取つておる。その翌年あたりには、バルト三国をいつの間にか合併しておる。特に切実に私どもが反省させられますことは、世界戦争の末期でございまして昭和二十年八月九日、これは私どもがどうしても忘れることができない。ゆえなく——私どもからすれば、ほとんどゆえなくとも申したいのであります。が、日本にも侵略戦争をいたしておる。そして當時の首相スターリンは

何を言つたかといふと、日露戦争のあだを討つて痛快であるみたいなことを言つております。こういうやうに相手国が弱い、相手国が弱まった、あるいは他国の干渉が強くはないといふときには、武力侵略もたびたびやつておる国であるのであります。今日は、これはチャーチルが今年の三月一日下院で、国防白書の中ではつきり言つておるのでありまして、ソ連はいわゆる原子力兵器において、とうてい自由主義国家群に戦いをいどんで勝つ見込みがないから、今は一応はこをおさめた格好になつておるといふことを言つておるし、従つてわれわれはその準備を

今後抑制力として續けていかなければならぬといふことを言つておるのであります。今日は一応おさめたやうなことであるけれども、ソ連の持つておる意図というものは、私どもはどういふこれは監視することはできぬと思つてゐます。こゝしばらくの間は、ソ連は日本を侵略する意図はない。それは来年するか再来年するか、三年後にするか五年後にするか、それは何人といへども、ソ連の指導者以外にはわかりつこない。であるからといつて、ソ連は仮想敵国でない、ソ連は日本に對して侵略をしないであらうといふやうなことで済まされるかと私は思つてゐます。いずれにしても、国を守る国防軍あるいは自衛隊といふやうなものには、仮想敵国と申しますか、その目標といふものがはつきり定まつていなければならぬと思つてゐます。しかしこの点は追及いたしまして、総理はおそらくはただいまの御答弁以上の御答弁はおできになりませんまい。しかば日本の自衛隊が、今日国を守るについて目標を持たねばならぬ、その目標はソ連以外に何か、中共があるか、北鮮があるか、南鮮があるか、フィリピンがあるか、何かそういうものがあるとお考へてございまいしうか。全然仮想敵国的なものは何も持たないで、ただ訓練をしておるということではございまいしうか。その点を明確にもう一度伺ひをいたします。

○鳩山国務大臣 仮想敵国をきめました訓練をするには害があると思ひますので、私はそういうやり方には賛成できかねます。

○大坪委員 これは見解の相違といふ

ことになりす。これ以上は追及申し上げません。ただ私が非常に心配しますのは、やはり自衛隊員に国を守れと言つても、どこからどういふ敵が来るのであるか、来ないものであるか、そういうことが一向にわからない、あゝいゝもこの状態で訓練をしても、ほんとうの兵隊と申しますか、自衛隊員の力というものは出ない。これは俗に言う仏作って魂入れない、それこそわらん人形のようなものになり終るのではないかとこのことを心配いたしたのであります。しかしながらこれについて私は今後これ以上総理を追及いたしまして、おそろくこれ以上の御答弁は得られすまい。

ただ私は総理に一言この点について申し上げまして、こういうものではないかろうかというところを感じますので、それについてお答えがいただければ幸いと存じます。と申しますことは、先刻申し上げましたように、イギリスの前首相チャーチルは、ことしの三月一日下院において、イギリスの国防白書というものを説明いたしております。これは御承知であらうと思ふ。その中にチャーチルは、イギリスの安全と独立を守るに注意すべき相手方はこういうものであるということを明らかに言ひ切つておるのであります。試みにそれをちよつと読んでみますと、こういうことを言つておる。「NATO諸国はアジア及びヨーロッパにおいて共産側の継続的侵略と進出とを前にして結合してきたのであった。共産側の継続的侵略ということははつきり言つておられます。さらに「自由世界のすべてを通じて米国の核優位が存在せざれば、ヨーロッパはすでに衛星国的

状態に陥つていたのではないか、また鉄のカートンは大西洋、英仏海峡に達していただけないか」といふ感じが広まつておる。こういうことも言つておられます。しこうしてさらに「われわれがともに団結して抵抗せんとし、またこの世界の大きな間隙を作り出したものは、実に共産党であり、またその野望の揚言とその改宗者の活動なのである。共産側として今やすべての核兵器を禁止すべし」といふのはやさしい。そのなれば、現存兵器についての共産側の優位はますます圧倒的なものとなるであらう。原子兵器を除けば、その他の兵器では共産側が圧倒的に強くなる。これも平和をもちたらずかもしれない。しかしそれは自由世界の共産制度に対する諷刺化という形をとるだけである。しこう言つておられます。私も同感を感ずる。世界の平和ということとを感に言つておる。その世界の平和ということとは、世界の共産化をなし終えた後のことを言つておるのであります。今日戦争をしないとか、侵略をしないということではないのであります。さらに続けて「世界戦争は核兵器の抑制力によって阻止せられるかも知れぬが、すなわち原子兵器をうんと持つておることが戦争を防ぐ力だ、抑制力だ、それがあれば戦争にはならぬ。いんだ。共産側が世界の多くの部分において優越及び蚕食政策を進めるため、軍事行動に訴ふるに至るかも知れない。限定目的を持つた朝鮮型の限定戦争もあり得る」といふことははつきり申して、国民にも警告を發し、軍隊の精神団結の基礎としておると私は思ふのであります。しこういふ態度が私はやはり政治家には必要であると思ふ。

総理は、ソ連という名前をあげては国交上支障があるというお考えもございませうけれども、一体国際共産党なら国際共産党でもよろしうございませうが、しこういふものは他国の侵略の意図をやつぱり持つものであるとお考えになるのであるかどうか。もう一度簡潔でよろしうございませうから伺ひ申し上げたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 共産主義が誤まつておる主張である。自由主義が正しい考え方はだといふことを国民に徹底せしむることは必要だと思ひますが、いたすうちにソ連を敵とし、中共を敵とするといふような発言は注意した方がいゝと思ひます。

○大坪委員 そこで私は質問の方向を少し変えて、ただいまは直接侵略についてのことに関してお伺ひ申し上げたのであります。自衛隊法第三条は、同時に間接侵略に対する防衛のことも定めてございませう。先般五月十二日の本院の予算委員会でも相川勝六委員の質問に對して総理は答へになつて、日本の共産党は暴力革命はやらないものと思ふといふ意味の御発言をなすつておいでになりましたが、現在でも日本の共産党は暴力革命はしないものとお考えでございませうか。

○鳩山国務大臣 私はしこういふような発言をしたことにはちよつと記憶がないのであります。現在において暴力革命を計画はしてないかと思ふという意見で私は答へたことがあります。とにかく共産党が何と言いますか、派手に表面に立つて暴力革命をすといふことを引込めておるのが現状でありますから、しこういふ答弁をしたのであります。

○大坪委員 暴力革命を引込めておるとお考えになつた、お考えの基礎はどいう点でございませうか。

○鳩山国務大臣 それは一時はどこの爆弾がなくなつたとか、いろいろのしういふ事件がありました。共産主義者が暴力革命を計画しておるものが露骨であつたのです。ところが国際共産党を解散したり何かしまして、表面的には共産主義者が暴力革命をたゞいまはひそめておられます。それを申したのであります。

○大坪委員 俗にあらしの前の静けさといふ言葉もございませう。今日はなるほど国内は静穏のごとく見られます。しかし私も総理の御注意を少し喚起して、この点についてもう少し深刻にお考え願ひ、率直な御答弁をいただきたいと思ひます。これは総理も十分御承知の通りでございませうけれども、日本が世界戦争に敗れまして、アメリカの進駐軍が上陸して参つて、日本の共産党員を解放して、その活動は実を援助した。徳田球一氏初め共産党員が出獄し、また支那において日本の敗戦のために非常な働きをしてきた野坂参三氏が帰つてきて、そして共産党を再建したのであります。当時野坂参三氏の意見として伝えられておられますが、いわゆる平和革命論、愛せられる共産党といふことを建前として、国内において各種の宣伝活動を行つた。その結果が驚くべき数の国会議員をも出したことであることであつた。それが一九五〇年の一月コミンフォルムから批判されたのであります。平和革命といふことはあり得ないといふ批判を受けた。当時いろいろな抵抗的な言論をやつたのであります。けれども、結局このコミンフォルムの批判にこたへまして、しうして暴力主義に移つたのであります。それが御承知のいわゆる火災びん騒ぎ等である。一九五〇年五月一日の皇居前広場の騒擾事件にしましても、大阪吹田の騒擾事件にしましても、その他交番の襲撃、鉄道の転覆、いろいろの暴力行為に出たのであります。しかしこれも昭和二十七年秋の総選挙の結果等にもかんがみたとおられます。また徳田球一がコミンフォルムの機関紙において日本共産党の暴状をたしなめて、国民の信頼を基礎とした行動をとるようでなければいかぬといふことを忠告したのであります。したがつた形になつておるのであります。おさまつたのは暴動的暴力行為を頻発することをおさめたといふにすぎないのであつて、これは暴力革命をやめるといふことを言つておるわけではございませぬ。大体暴力革命がない共産党といふものはあり得ないのです。これは一九五一年の十月ごろとされておりますが、五全協——第五回全国協議会を開いて、そこでいわゆる新綱領といふものを定めておる。その新綱領はやはり暴力革命でなければいかぬといふことをはつきりうたつておるのです。平和革命ではないかぬのだといふことをはつきりうたつておる。しかも本年一月一日のアカハタ、これは共産党の機関紙でありますけれども、さらに共産党の中央機関誌である前衛において、この五全協のとききめたいわゆる新綱領は誤まつておらぬ、正しかつたのだ、この見通しは今日の情勢からしても正しかつたのだ。われわれはこの新綱領を具現することに今後努力を続

「そのものかあると総理はお考えであり
ましようか。」

う場合に対する自衛隊の任務を掲げて

それでもう一点お伺い申し上げたい

いまして、あの協定に基いて援助をす

して三百名少々欠けておるといふところ
で、正確な数字は今覚えておりませ

んが、三百名足らずでございます。これはほとんど全部が東京におります。ごく一部が北海道の札幌、九州の福岡、それと富士学校におられるわけでございます。これらの人たちは、長官から申し上げましたように、MSA協定によりまして供与されました機材その他が、いわゆる日本の防衛のために適切に使われておるかどうかを監察をするという任務、権限を持つておられるわけでございます。現在におきましてはこの人たちが自衛隊の訓練に参加をしておることにはございせん。なお航空機の問題については御質問のございました点は、現在航空機の訓練につきましては、浜松あるいは築城等におきまして米空軍の人たちから教育を受けております。これは顧問団ではございせん。米空軍の方の訓練を受けておられるのでございます。そしてこれが英語の訓練を受けておられることも事実でございます。この主たる理由は、現在日本の航空管制は米軍が担当をしておることになっておりまして、空に上りますと、航空管制上の指示が全部英語で出るといふことでございまして、これはなるべく早い機会に日本の方で航空管制を担当するということになりたいたと私も熱望をいたしております。その関係で英語の訓練を受けておることとに相なつておる次第でございます。

○大坪委員 時間がございせんから、ただいまの政府委員の御答弁に対して、私は他でお聞きした事柄等について、重ねての質問はやめることにいたしますが、ただ一点總理にお伺いを申し上げます、またできるだけ御善処を願わなければならぬと思ひます点は、これはもちろんMSA協定等もございまして、それによるやむを得ざる約束もあろうかと思ひのでありますけれども、今日自衛隊の隊員の士気を高揚せしめて、国民の信頼にこたへ、国民の期待に應ずるような防衛上の實力を発揮するためには、何としても任務に対する自覚とそれによる責任感が出てこなければならぬ。言葉をかえれば、精神力が旺盛にならなければならぬと思ひのであります。それが日常私どもの触れた自衛隊の諸君の言動からしても、特に飛行機の場合は、今の航空管制等のこともございまして、英語による教育がされておる。要するに語学本位と思はれるようにございまして、英語が相当熟達しなければ、他の方面における技術が優秀であつても、なかなかすぐれた自衛隊員にはなれないようになっておるといふ実情があるやうであります。また一面国民の一部の中には、日本の自衛隊はアメリカの傭兵だと稱しておる。傭兵にすぎないのだからと稱しておる。これがやはり自衛隊の各方面に、英語で訓練され、英語のみで話をしなければ上達しないといふやうなことになるやうです、自衛隊員自身の中に傭兵思想が出てくるのではなからうかというのを私は危惧いたすわけでありまして、従ひましてこれは今後のアメリカとの折衝にかかわつてあります。軍事顧問団のごときのもので、これは他の方法で十分補ひがつくものである。たとえばアメリカの武器に習熟するためには、アメリカに学んでくればよい。日本の国内においては日本人による日本自衛隊員の訓練というものがなされるという事態になつていかなければ、私は士気は高揚し

ないものと思ふ。そういうことに對して總理はいかに考へてございませうか。私は相なるべくは、すみやかにアメリカと交渉をされて、しかも新武器等に対する技術の習得のごときは、すぐれたる数人の留学生を出して、これに學ばせて、これらの人々、要するに日本人の手によつて日本国内において訓練をするというやうな方式にいくやうに私は交渉を願ひたいと思ひのあります。その点に關する總理の考へ、また今後に對するお氣持というものをご承りたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 士気の高揚はもとより必要な事柄でありますから、よく検討いたしまして善処をいたします。

○大坪委員 私はただいまの程度で御答弁では満足いたしかねます。要するに私は、總理が日本の自衛隊の最高指揮官としての十分な御覚悟、御決心といふもの、あるいは總理自体が自衛隊の最高指揮官としての認識を十分持つておいでになるかどうかとさういふ疑うやうなことでございまして、とにかくにも今日国の平和と独立を守り、民族の生活を守るために自衛隊といふものがある。これがある以上は、やはり目的に沿うやうなすぐれたるものに仕上げていかなければならぬ。国民の信頼と期待もそこにあると思ふ。それは最高指揮官たる總理が十分お考えにならなければならぬ点であると思ふ次第であります。今までの御答弁によつては、私は非常に失望を感じるものが多いのであります。隊員諸君に非常な気の毒な感じがいたします。これは時間の關係がありまして、私はこれ以上お尋ねすることをやめさせていただきます、總理はとくと一つお考え下さいませう。

して、自衛隊員の士気を高揚して、ほんとに国民の信頼するやうな自衛隊、總理はすでに自衛軍とさへ稱しておられるが、そういうものを作り上げられるやうに御努力願ひたいと存じます。これをもつて一応私の質問を終ります。

○杉原國務大臣 一言つけ加へさせていただきます。自衛隊の訓練は日本が主体になつてやつておるのでございます。航空に關しましては、技術の習得を国内でもアメリカの空軍についてやつておりますし、その技術の習得のためにアメリカに派遣してやつておるものもある現状であります。それだけつけ加へておきます。

○宮澤委員 飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 昨日以来憲法上の問題、自衛の問題、さうした比較的理論的な問題が取り扱われましたので、きょう私は、方面を變えて国防會議の機能といふ点から二、三お伺ひしてみたいと思ひます。

少くともある一つの組織を作る以上は、その組織がどのような現実的な状況の中で運用されるか、これを運用していく力關係がどうか、こういうことをはかつていきませんと、形の上でどんなにきれいなことを言つてみたところで、それは單なる抽象論に終つてしまつてお考えを得ないわけでありまして、そこで當然頭に浮かんで参りますのは、この国防會議がほんとうに政府提案のやうに運用されていくかどうか、こういうことを疑問にせざるを得ないわけですが、こう考へて参りますと、第一に頭に浮かんで参りますのは、今大坪さんが御質問になりました軍事顧問団です。軍事顧問団は、あらためて申し上げるまでもなく、日本の自衛隊の訓練計画の策定、あるいは装備の決定、アメリカから日本に對する援助物資の請求、あるいは日本が援助を受けたいと申し出でるについての報告をする、こういうやうな任務を持つております。こう考へて参りますと、軍事顧問団といふものの意向を無視して国防會議などといふものは成り立たないのじゃないか、軍事顧問団といふものが少くとも訓練について日本の自衛隊を支配している、こういう状況の中で、いかに国防計画を立ててみたところで、それは独自のものになり得ない、こういうことを考へざるを得ないわけですが、たとえば軍事顧問団の忠告に従つて、海上自衛隊は二百十八億の艦艇をアメリカから貸与を受ける、こういう計画でありました。ところが昨年中に當然貸与を受けるべき十七隻の艦艇が、現在到着しているのはわずかに駆逐艦二隻に、もう一隻小さな船、これきりでありまして、十月になつてやうやく十二隻の船がやつてくる、こういうことで計画は一年ずれていくわけですが、国防計画を立てる場合に所定艦艇の数が一年間ずれる、こういうやうなことで長期国防計画などといふものは立てられるはずがないわけですが、従つてかりに国防會議でこのやうにりつぱな計画を立てておつても、供与せられる船あるいは武器などが引き渡される時期といふものが一年もずれ、顧問団の意向、あるいはアメリカ軍の意向によつて一年もずれる、こういうやうなことになるれば計画は根本的にくつがえつてしまふ、こういう結果になるわけでありまして、裏返してい

え、どんなにりっぱな長期計画を立てて、軍事顧問の手によって自由自在にこれをくつがえされ、あるいは促進される、こういう状況になつてしまふであらう。また米軍の顧問の指示に従つて訓練を受けておるのです。今大坪さんのおっしゃるやうに、全部が英語で渡される。注意書きで英語だ。これは単に言葉の問題ではございません。その軍隊の性格を如実に示しているものではないか、こういふうちに考へて参りますと、国防会議といふのは軍事顧問によつて完全に制肘せられてしまふ結果に終る。いやもつと悪くいえば、米軍の指図によつて日本の自衛隊が自由自在に動かされていく。その計画まで作られていく。これをあからさまに示したのは日本の国民が納得しないから、国防会議といふ中間の機関を作つて、あたかも鳩山さん以下の国防会議議員が自主的に作り上げたかのごとき錯覚を日本国民に与えようとするものではないか、こういうふうな悪くさへ解釈をせられるわけでありませう。従つて国防会議の議長になられる首相に、軍事顧問と国防会議との関係がどのやうにあるか、軍事顧問からどのやうに制約を受け、どのように軍事顧問の意見を国防会議の中で消化していくか、こういうことをお聞かせいただきたいと思ひます。

このことは日本の自衛隊がアメリカの隷属軍であるという現実の性格の上に立つての問題であらう、こういうことを抜きにして国防会議を抽象的に法律的に論議してみたところで意味のないことではないか、こういうふうな考へるわけでありませう。まず第一にこのことをお伺ひいたします。これは首相に伺つておきます。

○鳩山国務大臣 軍事顧問と国防会議の議長とは直接の関係がありませう。事実どうなつてゐるかにについて、杉原防衛庁長官から答弁をいたします。

○杉原防衛庁長官 答弁をいたします。軍事顧問の任務といふことは、わゆるM S A協定に規定してある通りでありまして、それ以上のことを出ることにはございませう。

それからただいまおっしゃいました中で、日本が実際にこのM S A協定に基づきまして、装備品等の供与を相当受けておる、これは事実でございませう。従つて今後の長期計画を立てていきまふ場合には、このアメリカ側から供与を期待し得る程度等が非常な関係を持つことは、これは否定できません。しかしながら国防会議といふゆる軍事顧問とは別に何の関係もございませう。

○飛田田委員 軍事顧問の任務を見ますと、被援助国の要求する軍事品目の不足を決定する、あるいは軍事援助の要求準備をすることについて当該国に勧告し及び援助を行う、こういうことになつておりました、アメリカから日本にいかなる武器が貸与せられるか、ということについては相当なる権限を持つてゐる、これははつきり出しておるわけであらう。ところが国防会議において長期国防計画を立てるなり軍事方針を立てるなりいたします場合に、武器というものを除いてはとていつ決定がで

きない。いかなる武器を供与せられるかといふことは重要な問題でありませう。この場合に日本の第九次あるいは第七次の国防計画を見ますと、その約四割までがアメリカの供与武器に依存しておるという状況であります。四割までアメリカの武器に依存してゐる状況において、その武器が不足するかどうかといふことを決定する軍事顧問の意見と国防計画を立てる国防会議との関係ありません、こういうやうなことで果して現実が片づいていくのかどうか、私は単に法律を解釈するとか、そう思ひますと思ひませう。かといふことでこのことを片づけていくべきではないと思ひます。少くともこの問題は日本の運命をかける問題である、これは今までの各委員がすべて異口同音に仰せられたところであります。私たちはもつとよく現実を見ながら現実の上で立つて、しかもそれがいかなる作用を行うかといふことを考へていくべきだと思ひます。ところがかくのごとき強大なる力を持つてゐる軍事顧問が、国防会議に関係ありません、こういうことではほんとうによろしいのですか、もう一度伺ひます。

○杉原防衛庁長官 答弁を申し上げまふ。私は先ほども申しましたやうに、アメリカ側から装備品等につきまして、今まで相当の供与を受けておる。そして今後また相当の供与を期待すべき状況にあるといふことは申し上げ、そうしてそれと日本の今後の国防計画は非常に関係があることは否定できませんといふことは、先ほど申し上げた通りでございませう。そして今度一方日本側として今後防衛力の建設についてどういふやうな計画を立てるかとい

うことがまた基本となりまして、供与の方もアメリカ側としてそれじやどうするかといふことがきまふことも事実であります。そういうふうな非常に相互に連関を持つてゐるものであります。そしてまたアメリカ側といたしまして、軍事顧問はなるほど日本と直接でございませうが、アメリカ軍事顧問は本国の政府の意向によつて動いておることは言うまでもございませう。そしてアメリカ側といたしましては、財政その他の関係で、日本に限らず外国に対して一体どれくらい軍事援助ができるかといふことは、これは毎年の予算できまふことでございませう。向うといたしましては、実はそうあらかじめ先々までのことを言い切るやうなことは、ないわけであらう。そういうふうな関係にあるわけであらう。

○飛田田委員 首相にお尋ねいたしますが、今の杉原長官のお話だけでも軍事顧問といふものが日本の自衛隊に対して持つてゐる力、あるいは日本のこれから持つてゐるやうな武器装備、こういうものについて重要な影響力を持つてゐることは察するにたかなくないわけであらう。このことを杉原さんは明白にせられた。こういう関係にある軍事顧問と国防会議とが無関係で、その議長として私は知りません、こういうことで済むのでしようか、もう少しその点についてあなたの明確なる御答弁をいただきたい、こう思ひます。

○鳩山国務大臣 アメリカより供与を受ける軍事物資につきましては、軍事顧問との交渉は必要であります。でありますから国防会議と全く関係ないといふことは言えませうまいけれども、

国防会議の議長とは直接の関係があるとも考へません。

○飛田田委員 それではお答えにならぬと思ひます。直接会はないから関係がない、こういう意味にしか取れないのですが、影響するところ実に重大であり、軍事顧問の発言といふものを無視して国防会議といふものが運営してゐる、こういう意味ですか。

○鳩山国務大臣 供与を受ける物資につきましては、軍事顧問が関与いたしますが、国防会議の運営については、軍事顧問とは関係がありません。

○飛田田委員 運営といふと、会議を議長統裁のもとに進めていくとか、表決によつて決定していくとか、こういうことにしか私は解釈できないので、なるほどそういう運営まで軍事顧問は指図をしないがもしれない。だがしかしそこで議すべき防衛計画の約四割までもに於いて影響がある、こういうことをあなたは今おっしゃるのですか。

○鳩山国務大臣 供与を受ける物資につきましては、軍事顧問が関係がありますと申したのであります。

○飛田田委員 そうしますと国防計画の内容について、約四割近いものは米軍事顧問の指図に従う、こういう結果にならざるを得ないと思ひます。が、それではそのことについてのお答えとあわせて、今度は武器だけについてあなたがお考へになるといけませんので、新しい例を一つ追加させていただきます。今ここで問題になつております。自衛隊法を改正する法律案、これによりまして、浜松に飛行団を置くといふことになつております。ところ

国防会議の議長とは直接の関係があるとも考へません。

○飛田田委員 それではお答えにならぬと思ひます。直接会はないから関係がない、こういう意味にしか取れないのですが、影響するところ実に重大であり、軍事顧問の発言といふものを無視して国防会議といふものが運営してゐる、こういう意味ですか。

○鳩山国務大臣 供与を受ける物資につきましては、軍事顧問が関与いたしますが、国防会議の運営については、軍事顧問とは関係がありません。

○飛田田委員 そうしますと国防計画の内容について、約四割近いものは米軍事顧問の指図に従う、こういう結果にならざるを得ないと思ひます。が、それではそのことについてのお答えとあわせて、今度は武器だけについてあなたがお考へになるといけませんので、新しい例を一つ追加させていただきます。今ここで問題になつております。自衛隊法を改正する法律案、これによりまして、浜松に飛行団を置くといふことになつております。ところ

が今まで保安庁のお立てになりました計画によれば、これは北海道の千歳に飛行団を置くという計画であった。ところが北海道の千歳の飛行場を日本とアメリカが共用することをアメリカ軍が峻拒した。日本人などに使わせないう、こういうことで、やむなくレールもない。ある飛行将校に言わせれば、あれを飛行場とお考えになつては困ります、あれは原っぱにしかすぎません。こういう程度の浜松に持つてこざるを得なかつた、こういう現実があります。およそ飛行団を日本の国中のどこに置くかということは、重大な国防計画に關係のある、いや国防計画そのものです。こういう問題をアメリカ軍にひじ鉄をばんと食つちやつて、やむを得ず浜松に持つてくる、こういう問題も出て参ります。国防会議ではどのようにつばな計画をお作りになつても、この例のようにアメリカ軍の意思に反するならば、たちまち変更を余儀なくせられざるを得ない。こういうことであるならば、それは装備だけではなしに、全般的な戦略あるいは根本的な国防方針まで変えていかなければならない状態が出て参ります。こういうことを全然お考えにならずに、ただ国防会議を設けて、長期国防計画を立てる、こういうようなことをお考えになりまして、それは日本という現実から離れてしまった夢にしか過ぎないんじゃないか、こういうことを私は考えざるを得ないのであります。ここで夢を見ている場所ではありません。私はそうした現実をやはり十分にお考へになつて、なおかつ国防会議をどのように日本の独特のものとして運営し、根本的な対策を決定していかれ

るおつもりがあるかどうか。どういう方法でやるのか。もつと一言に言え、対米従属性を、軍隊に關する限りどう打ち切つていくのか。こういうことについての、あなたの最高指揮官としての明白な所信をお聞かせいただきたい、こういうことです。

○鳩山国務大臣 もとより日本の国防会議でありますから、アメリカの従属的關係において国防会議を運営する意思は毛頭ございせん。できるだけそういうような弊害は、もしあつたならば排除して参りたいと思ひます。

○飛田委員 そういう心がまえでありますというだけで解決のつく問題ではありせん。この問題は日本の軍隊が、実は根本的にはアメリカの軍隊の補充部隊にしか過ぎない、こういうところにあるのであります。こういう点をあなたがどうして抜けていかれるか、こういうことを考えない限り、国防会議もまたアメリカの従属機關に化してしまふだらう、こういうことを私は考えざるを得ないのであります。国防会議の内容を見ますと、防衛計画に關連する産業等の調整計画の大綱、こういうことが書いてあります。日本の軍需産業を防衛計画の中でどういうふうにつくつていくかというところを、きめになりまして、ここでもまた問題があります。一つの例を申し上げますれば、富士重工という会社があります。この富士重工に対して防衛庁はTメンターというのですか、そういう飛行機を月産十二台まで作るようにというところで作らせて、設備を一億何千万円かけて作らせた。現実には月産十二台の飛行機を作り始めると、アメリカからそんなものはいらない、おれの方

からやるからということ、アメリカのTメンターという飛行機が日本の軍隊に供与されることになつた。そのために防衛庁の買上げは月十二台の買上げが月二、三台に減つてしまふ、こうして富士重工はつぶれそうです。国防産業に關する重大なるいわゆる飛行機工場、こういうものがアメリカの意思によつてあえなくもつぶされていく、こういう状態であります。また新しく今日日本ではF86という飛行機を作ろうとしております。これはF86というものがアメリカでは時代遅れになつて作らせよう、こういうことで日本に作らせよう、アメリカがしている。そのためにアメリカではノース・アメリカンという会社ではその製作を中止してしまつた、古くなつてしまつたのですから作つてみたつてしようがありませんが、そのはけ口を日本に押しつけようとしている。こういう軍需産業の事情ですが、もつと例を申し上げていければさう一日お話を申し上げてもけっこうです。こういう事情の中で一体日本獨特の国防計画というものは立てられるか、こういう現実を無視して日本獨特の国防計画が立てられますか。こういう事実の上にのつとり形だけの軍隊を作つていくならば、それはますますアメリカのために役に立つて従属軍をあなたのお手で作つていくという結果になります。あなたが頭の中であんなに美しいことをお考へになつていくと、現実がそういうものができていくというこの事実をあなたは十分御存じの上でおっしゃつておられるかどうか。もし御存じの上でおっしゃつておられるとすれば、日本の軍需産業に対する

アメリカの支配、あるいは日本の軍隊に対するアメリカの支配、あるいは軍事基地に対する支配、こういう事実をどう国防会議を帰納させることによつて切り抜けていくことができるのか、その具体的なお話を伺いたい。これを伺うことなしに、ただ抽象的に国防会議を論議してみたところで、それはほとんど無意味だと思ひます。これはいかがですか。これは総理にお願いいたします。

○鳩山国務大臣 私はそういう事実をよく存じませんが、あなたのおっしゃるような事実があれば、将来はそういうことのないようにアメリカと交渉をして、従属關係のないように注意をいたします。

○飛田委員 しかし今私はそういうことを存じませんが、将来そういうことがあれば注意をいたします、こうおっしゃる。だが、私はもう一べん伺ひます。今そんなのききなことを一國の總理大臣が言つておられる時期でしようかどうか。日本の民族の運命は累卵の危きにあるところ私たちは考へておるのです。あなたもまた立場こそ異なれ、日本民族が累卵の危きにあるという、非常に心配されたお立場に立つて政治をとつていらつしやるものだと私は了解いたしておりました。ところがこのやうな日本の民族の運命が決められる時期に、私は存じませんが、もしそういうことがあつたならば将来そういうことのないように注意いたしましうか。私はそのことについて鳩山さんにはつきりとしたお答えを伺いたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 自ら国防計画は自主的にやらなくてはならないということは当然であります。それに対する事実について詳細なる御答弁は、杉原防衛長官から申し上げることにいたします。

○杉原防衛大臣 お答え申し上げます。いろいろとおっしゃいましたが、日本側といたしまして日本の防衛力を作り上げていくためには、アメリカ側からの装備品等の相當の援助を受ける必要があるという事は事実であります。私は何ら事実と反することじやないと思つております。

それから先ほどおっしゃいましたF86等のことでございますが、これも確かにわが國に必要と認めまして、その計画を今進めておるわけであります。そして御存じの通りこのF86は現在アメリカでも第一線機として使われております。さらにまたNATO諸國に對してはアメリカ側から生産して送つておるやうな現状でございます。F86は現在におきまして十分価値のあるものだと思つております。もつともアメリカにおきましては、すでにF100代のものの試作研究を行つておることは事実でございますが、それが全面的に切りかえられるまではまだ相當の日時があるものと思ひます。いろいろと御所見がございましたが、われわれの本旨といたしましてまた事実におきまして、何でもアメリカに從属してしまふという、私はそういう考へはございせん。またその過程におきまして、アメリカ側からいろいろ援助を受けるという事は、われわれは考へておりません。

○飛田委員 このことについては、現実をいかに見るかという問題に帰着

いたします。従つて總理にも長官にも
もう少しよく現実の事実を見ていただ
くことを御注文いたします。

そこで、それでは問題を少し変えま
して、これは長官もすでに新聞などで
発表しておられますのでよく御存じと
思いますが、日本の防衛ということに
ついては単独防衛ということとは不可
能である、日米共同防衛というものが
主たるものであるということを言つてお
られたと思います。言葉は幾らか違
うかも知れませんが、結局必然的に、
戦おうとするならば日米共同防衛とい
うものが重要になつて参ります。一
体日本の軍隊とアメリカの軍隊が共同
防衛をするこの防衛計画は、国防会議
で取り扱うのか。もし国防会議で取り
扱うとするならば、共同防衛の場合に
アメリカ軍の意図というものをどう処
理していけるのか、こういうことを
議長にお伺いしたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 防衛庁長官から答弁
いたさせます。

○飛鳥田委員 それは一番重要な問題
です。国防会議が現に防衛計画の大綱
を立てるということを目標にしている
限り、現実にはアメリカと共同防衛を
するということが出てくるわけではな
い。これは日本にとって一番大きな問
題でしょう、この問題を、将来国防会
議の議長になられようとする總理が、
私は知りませんが、長官からお話しし
ますということでは、私には受け取れ
ません。どうぞ一つ首相御自身からこ
のことに付いて明確な御答弁をいた
さしたいと思います。

す。その際にどういう作戦をとるか
ということについては今日明言すること
はできません。

○飛鳥田委員 これは国防会議で議す
ることですか、議さないことですか。
○鳩山国務大臣 国防会議においては
日本の国防を議するのであります。か
ら、当然国防会議の議事の事項にはな
ると思ひます。

○飛鳥田委員 せんだつて新聞を拝見
いたしますと、五月の十九日の新聞で
すが、防衛顧問会議というものを設置
する、こういう御発表があったように
です。防衛顧問会議というものは、新聞
によりますと、国防の基本方針と自衛
隊の現状並びに国家財政と将来の防衛
目標など国防白書ともいふべきもの
を、なるべく早く國民にはつきりした
方が防衛対策上きつめて得策であると
の考え方を述べているというふうな書
かれておりますが、この防衛顧問会議
と国防会議との関係はどうなるので
すか。

○杉原国務大臣 お答え申し上げます
す。私今その新聞記事なるものを初め
て知りましたが、防衛庁においてはそ
ういふことの計画はございません。
○飛鳥田委員 そうしますと、防衛顧
問会議というふうなものをやる意思は
今後もないわけですね。

【委員長退席、床次委員長代理着
席】
○杉原国務大臣 お答え申し上げま
す。現在まだ私そういう計画を持って
おりません。

○飛鳥田委員 そういたしますと、こ
の新聞報道は全然虚構だということ
ですか。
○杉原国務大臣 私は新聞の記事につ

いてこれ申し上げるのではなく、
私はそういうことは全然考えておりま
せん。計画はございません。

○飛鳥田委員 それから国防計画の大
綱あるいは防衛計画に関する産業等
の計画調整、こういう問題と最近問題
になつております相互武器改良協定とい
うものと何か関連がありますか。

○杉原国務大臣 お答え申し上げます
す。アメリカ側からごく最近非公式に
申してきておりますことの中に、こ
ういふことがございます。それは、い
ゆる原子兵器等ではなく、あつたや核兵
器ではなくて、新しい案案に基づく武器
の試作等について、日本側として新し
く研究をしてみる価値のあるものがあ
るならば、アメリカ側としてその援助
について考慮してもよろしいというこ
とを言つてきております。それにつ
きましては、第一にはアメリカ側の援助
の内容、条件等、また日本側としていた
しとしても、そういう果して新しく考
案、試作するやうなものがあるのかど
うか、そういう点などもよく調べてみ
なければなりません。まだそういう段
階でございます。

○飛鳥田委員 この協定に基いて酸素
爆雷というのですか、酸素魚雷という
のですか、何かこういうものを新しく
研究していくというやうなうわさを聞
いたのですが、これは当然国防計画に
関係があり、しかもそれはアメリカと
共同で行つていくということになれ
ば、これまたアメリカの容喙するこ
ろ多大なものがあると考えないわけに
はいかないのですが、この点について
はいかがでしょうか。

○杉原国務大臣 お答え申し上げます
す。先ほど申しました日本側として新

しい案案として考えるものが一体ある
かどうかの一つの例と申しますか、私、
詳しい専門的なことは存じませんが、
酸素魚雷というものがあつて、そうい
うものはどうだろうかというやうなこ
とで、これはまだ私たちの内部でも固
まつた話としてはございせんが、たと
えばそういうやうなものはどうだろ
うかというやうなことで、まだどうい
うところは先ほど申しましたやうな段階
でございます。

○飛鳥田委員 まだ国防会議とアメリ
カとの関係についてたくさん伺いた
いのですが、時間もありませんので次の
問題に移りたいと思ひます。

昨日總理は、自衛力の限界というこ
とについて種々御答弁になりました
が、そのうち一つ、二つ疑問がありま
す。昨日の御答弁によりまして、こち
らからよその國の領土に向つて出か
けていくということはない、出かけてい
つてはならない、こういうふうには言
つておられます。しかし現実には今無
誘導弾などというものが発明せられま
して、向うがこちに入つてこなくて
も、勢力的に入つてこなくても、無
誘導弾を撃ち合うことによつてその國
を破壊せしめることができるという状
態に立つております。總理は自衛力の
限界ということに關して、無誘導弾
の発射あるいはその発射する根拠地、
こういう問題についてどうお考えで
しょうか。

○鳩山国務大臣 それは日本を直接に
侵略するという入ると思ひます。
日本を直接に侵略する兵力に対して
は、これと戦闘する兵力を持つてい
るわけでありまして、自衛の目的の範

囲内に入ると思ひます。

○飛鳥田委員 そういたしますと、無
誘導弾を撃つべき根拠地、そこへ日
本の自衛隊が出動していつて向うをぶ
つた、こういうことも自衛の範囲
内に入るというお説ですね。

○鳩山国務大臣 それはちよつと違
いがあると思ひます。たまたま撃つ
ところに出動していつてその陣地を破壊する
のは、直接侵略に対する防衛の範囲
から逸脱するものと思ひます。

○飛鳥田委員 無誘導弾を撃つ根拠
地まで出かけていつてその陣地を破壊
するのは自衛の範囲を逸脱する。それ
は一体どうするんですか。私もあまり
頭がよくありませんのでわからないん
ですが、飛んでくる無誘導弾は侵略
だから、これに対して防衛できる。だ
がしかしその根拠地に行つて根拠地を
つぶすのは自衛の範囲を逸脱してい
る。一体飛んでくる無誘導弾を空中
でも受けとめようとなさるのか、一
つ伺つていたしたいと思います。

○鳩山国務大臣 私は戦闘のことはよ
くわかりませんが、攻撃する
力、出かけるということは自衛の、あ
そこ書いてある直接の侵略に対して
防衛するという範囲外に出るものと思
うんですが、それに対して、出ないで
もつて、こつちも同じやうなたまを撃
つたらいいだろつと思ひます。(笑聲)
○飛鳥田委員 出ないでとめる方法で
あるのかしらん。非常にそこはデリ
ケートな問題だと思ふんですが、一
体、笑ひことなしに、これはさきの
国会で非常論議せられました海外派
兵をするかしないかという問題に關連
するわけですか。國民は海外派兵を
かしないかということについて、いま

だに疑問を感じているわけです。ですから、大分県佐伯港から四国の宿毛湾、鹿児島、有明海を経て南方へ、つまり台湾へ輸送船団二十隻を護送する演習をなさっているわけです。日本の国内から出るのは自衛の範囲を逸脱する、こういうふうな最高の責任者であるあなたが、おっしゃる。ところが現実には、どしどしばらばらやっている。こういうことではとてもたまたまぬと思うんですが、こうした事実をあなたは十分御存じの上で出かけるわけないんだ、こうおっしゃるのかどうか、もう一度伺わさせていただきます。

○鳩山国務大臣 私はその事実は知りませんけれども、しかしながら日本の自衛隊法の法文から考えまして、そういうことは日本の軍隊はできないはずだと思ひます。

○飛鳥田委員 自衛隊の性格から見ても、そういう演習はできないはずだ、こうおっしゃるなら、もし現実にはそういう事実をやつていけば、あなたはその演習に対して断固たる処置をおとりになるかどうか。

○鳩山国務大臣 私は自衛隊については昨日来申し述べたのが正しい解釈だと思ひます。その演習の問題につきましては、杉原君から答弁をしても構ひます。

○杉原国務大臣 お答え申し上げます。今おっしゃいました練習のことをごさいます。今海上自衛隊の訓練の要目として主点を置いておりますのは、護衛、機雷等の処理、そういうことも、防衛のことでございます。その訓練といたしまして、船団の護衛に対して潜水艦が来たような場合を想定して訓練する、こういうことを二月にやつたのは事実であります。そして潜水艦

六千名、それに米軍潜水艦も出動し

は現在訓練の対象になるのが日本にございませぬので、アメリカ側のその点の協力を得た次第でございます。

○飛鳥田委員 これは現実にはその場所へ行っていないんですから、ここでも抽象的な水かけ論に終ると思ひますが、ちょうど台湾をめぐるの国際情勢が緊迫し、しかも台湾に向つて、南方に向つて二十数隻の船団を護送して走る、そういう練習をやつていこうという事実は否定できないと思ひます。このことについて水かけ論をいたそうとは思ひません。しかし現実には自衛隊といふものの限界は日本の国内から出てはならないんだといわれる総理大臣のお説の陰に、こういうことが平然と行われていふ事実を指摘するにとどめたいと思ひます。

そこで次の問題は、これも簡単にお答え願へば幸ひですが、この前総理大臣は原爆の貯蔵についてアメリカ軍と話し合つて、向うはこちらの承諾なしには日本へ原爆を持ち込まない、こういう約束ができたといふふうにおっしゃつていたと思ひますが、いかがでございますか。

○鳩山国務大臣 アメリカが日本に原爆を持つてこないといふことは、重光君がアメリカ側とそういう話をして、アメリカ側は了承をされているといふことを、重光君は委員会か本会議かで説明をいたしました。それを私が伝へて申したことはあります。

○飛鳥田委員 そういたしますと、安全保障条約を見ますと、アメリカは日本に軍隊を駐屯させることができる、こういうことになっております。軍隊は兵隊さんプラス武器です。兵隊さんだけでも軍隊になりませぬし、武器だ

けでも軍隊になりませぬ。武器と人間とが有機的に結びついて一つの戦う力となつたときに軍隊になるわけです。ところが条約を見ましても、軍隊を駐屯させることができる、書いてあるだけで、軍隊が持つてくる武器について制限は全然なされておられません。従つて安全保障条約を真正面から解釈する限りアメリカは軍隊を駐屯させる権利を持ち、その権利を持つておる以上は、いかなる武器を日本へ持ち込むことも権利として可能だ、こういうふうな解釈をせざるを得ないわけですが、今のお話を伺いますと、アメリカと日本との間に了解がついた、こういうことになつておりますが、それならば安全保障条約の部分的な改訂になつていのかどうか。こういうことを伺いたいのが第一。第二にはそういうことは明確に国際間の契約としていふゆる条約としてあるいは協定としてきちつと定められていたのかどうか、この二点を伺わしていただきたい。

○鳩山国務大臣 私は受け売りをするわけでありませんが、重光君の話を聞いていたのですが、安全保障条約を結ぶときには原爆の貯蔵はまだなかつたといふのです。それでそれから安全保障条約のときには原爆といふものを予想してはなかつた、それは兵と武器とが合体したものが軍隊といふことであろう。であるからして普通の兵器ならば兵隊が来れば当然にその兵器といふものは兵隊の中に加わるものであるけれども、しかしながら原爆といふものは普通の兵器と同一視するわけにはいかない、それであるから安全保障条約後、そのとき予想してない原爆を持つてくる場合においては、アメリカが日

本に諸否を聞いてくるだろう、そのときには日本は断わるという話してあります。

○飛鳥田委員 今のお話し少し順序が転倒してゐると私は思ふのですが、安全保障条約といふのは日本が敗戦した後にできたものです。これはお互いどんなに意見が食い違つてもこの点だけは一致すると思ひます。ところが原爆は現実には終戦の年の八月に広島と長崎で使われておるわけです。予想しないなどという話はおかしいと思ひますが、長崎、広島で使われてわれわれはその土地で、これだけのストライキンゲンな事案があつて、その後でできた安全保障条約の中で原爆を予想してない、こんなことはないはずで、当然原爆といふものは発明をされ、現実に使用される、現実に役立つものである、こういうことが明確にわれわれは身をもつて示されておる。この事実を、そういう予想をしていなかったのだという御答弁では少し詭弁をはなはだし過ぎる、こゝろをわさるを得ないと思ひますが、もう一度。

○鳩山国務大臣 原水爆弾の貯蔵が安全保障条約上当然に認められているという根拠がない、こういうような説明でありました。条約締結の当時このことは予想していなかったんだから、このことが条約の正当な解釈である、こゝろを言つていました。

○飛鳥田委員 予想してないといふよりも事実なんですから、それで何十万の人が死んでゐるのです。これは事実ですよ。予想とか予想でないとかいふことは別個の問題です。それでしかも今あなたもおっしゃる通りに軍隊

の駐屯ということを許しておる、軍隊というのとは人と武器との有機的な結合だ、こういうふうにあなたも今の御答弁でお認めになつてゐるわけです。何かお話が支離滅裂な感じがいたしますが、もう少し整理して一つお話しをいたしたいと思ひます。これは重要な問題ですから総理にどうぞ。

○鳩山国務大臣 私は重光君が話をしていたのを聞いて取り次いだと最初に申ししたのであります。それでですからそれを繰り返して言つたわけであり

○杉原国務大臣 安保条約の解釈適用の問題でございますから、正式には外務大臣からお答え申し上げるのが筋だと存じます。私が外務大臣から聞いて私の了解しておりますところによりますと、なるほどおっしゃいますように、安保条約の文理解釈といたしましては非常にその点疑問があり、場合によつては、あるいは特に制限がない限り、それも含まれるのじゃないかという解釈もあり得るようにも説めますけれども、しかし日米両国の間で、原爆の問題はあの適用範囲外だというふう

に、アメリカ側とそういう了解になつておるといふことを私は聞いております。

○飛鳥田委員 これは非常に重要なことですから、それではアメリカと日本政府との間に、原爆水爆の貯蔵は安保条約の適用外である、日本政府に了解を得ないで持つてこない、こういうことをはっきり約束した日時と双方の約束をした当事者の名前を一つ教えていただきたい。これは国民の生活、生命にとつて非常に重要なことですから、いつ、どこで、アメリカ代表のだれと、日本政

府の代表のだれとが会つて、はっきりと日本政府の承諾なしには原水爆を持ち込まないという約束をした、こういうことを一つ教えていただきたい。

○鳩山国務大臣 外務大臣から違つた機会において答弁をいたします。

○飛鳥田委員 それでは一つ外務大臣に来ていただいて御答弁をいただきましたと思ひます。もしそれができなければ、文書で明白に一つ資料として私にお渡しいただきたい。午後外務大臣を呼ぶように委員長からお取り計らいをいただきたいと思ひます。そのときまで私の質問は留保いたします。時間もありませんから、総理大臣と長官に対する質問はこれで終了します。

○床次委員長代理 午前中の審議はこれでもって終了いたしました。午後は一時半から再開いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時十七分開議

○宮澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後二時十八分散会

昭和三十年六月二十一日印刷

昭和三十年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局